

## ガス事業の許可等に係る経済産業局長への事務委任 について

### (趣旨)

ガス事業法において、経済産業大臣は、事業の許可等をしようとする際に、第47条の6第1項各号の規定に基づき、あらかじめ電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならないとされている。

一方、当該許可等に係る権限（委員会への意見聴取を含む。）は、一定の場合、供給区域又は供給地点を管轄する経済産業局長に委任されている。

そうした案件については、地域特性を踏まえた判断、委員会事務の効率的な運用の観点から、電気事業法における特定供給の許可と同様に、委員会の意見に係る事務についても各経済産業局長に事務委任することを御検討いただく。

### 主なポイント

#### 1. ガス事業法における許可等の権限の経済産業局長への委任について

経済産業大臣から経済産業局長に委任されている権限は、

- ①供給区域が一の経済産業局の管轄区域内にのみある一般ガス事業であって、そのガスの使用者の数が百万以下のものに関する事業規制、
- ②簡易ガス事業に関する事業規制、
- ③特定導管の設置の場所が一の経済産業局長の管轄区域内のみにあるガス導管事業に関する事業規制、
- ④供給地点が一の経済産業局の管轄区域内のみにある大口ガス事業者に対する事業規制、等である。

#### 2. 意見に係る事務の経済産業局長への委任について

経済産業局長に対して許可等の申請があれば、経済産業局長から委員会に対し意見聴取がなされることとなるが、

- ① 経済産業局長に許可等の権限が委任されているガス事業は、各地域の需要に応じて供給区域が点在し、事業者数も多く、比較的小規模な事業者が大多数となっており、その許可等の事務も、供給地点・区域の一部増減など定型的な処理に馴染むものが中心であること、
- ② 委員会としての適正取引の審査の観点からも、地域の特性を踏まえた事実認定が中心となることから、現場を所管管轄する経済産業局に知見があること、

などを踏まえると、地域特性を踏まえた判断、及び委員会事務の効率的な運用の観点から、委員会の指導監督の下、経済産業局は随時案件を事務局に報告し、事務局は定期的に当該許可等の実績を委員会会合で報告することを前提に、委員会の意見に係る事務を各経済産業局長に対し事務委任の形式で委任して差し支えないものと考えられる。このため、別紙のとおり各経済産業局長に委任することに関し、御検討いただく。

(案)

番 年 月 日  
号

別記 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法に関する事務の委任について

上記の件について、ガス事業法（昭和29年法律第51号。その後の改正を含む。以下「法」という。）の規定に基づく本職の権限に係る事務のうち、下記に係る許可等（法第52条の2第4項及びガス事業法施行令（昭和29年政令第68号。その後の改正を含む。）第13条第4項の表第1号から第7号まで及び第13号から第20号までの規定により貴職に権限が委任されたものに限る。）をしようとする際に法第47条の6第1項各号の規定により意見を述べることに係るものについては、貴職に委任する。

なお、本委員会事務局において、法の施行状況等を一元的に把握する必要があるため、委任した事務の処理後、翌月10日までに関係書類の写しを、本委員会事務局に提出することとする。

記

- (1) 法第3条、第8条第1項（第37条の7第1項において準用する場合を含む。）、第13条第1項（第37条の7第1項において準用する場合を含む。）又は第37条の2の許可に関すること。
- (2) 法第9条第5項（第37条の7第1項において準用する場合を含む。）、第17条第5項、第10項若しくは第13項（これらの規定を第37条の7第1項において準用する場合を含む。）、第18条第1項（第37条の7第1項において準用する場合を含む。）、第22条第4項若しくは第6項（これらの規定を第37条の8において準用する場合を含む。）、第22条の2第3項から第5項まで（これらの規定を第37条の8において準用する場合を含む。）、第22条の4第2項（第37条の8において準用する場合を含む。）、

第22条の5第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)、第23条第4項、第25条の2第1項(第37条の7第1項、第37条の8及び第37条の10において準用する場合を含む。)若しくは第2項(第37条の7第1項において準用する場合を含む。)、第27条、第37条の7の2第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)又は第37条の7の3第4項(第37条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による命令に関すること。

- (3) 法第10条第1項若しくは第2項(これらの規定を第37条の7第1項において準用する場合を含む。)、第13条第2項(第37条の7第1項において準用する場合を含む。)、第17条第1項(第37条の7第1項において準用する場合を含む。)、第20条ただし書又は第37条の6の2ただし書の認可に関すること。
- (4) 法第37条の7第1項において準用する第14条第2項の規定による許可の取消しに関すること。
- (5) 法第15条第2項(第37条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による供給区域又は供給地点の減少の処分に関すること。
- (6) 法第18条第2項(第37条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による変更の処分に関すること。
- (7) 法第22条第1項ただし書又は第3項ただし書(これらの規定を第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による承認に関すること。
- (8) 法第25条第4項若しくは第5項又は第25条の3の規定による勧告に関すること。

別記

北海道経済産業局長

東北経済産業局長

関東経済産業局長

中部経済産業局長

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長

近畿経済産業局長

中国経済産業局長

四国経済産業局長

九州経済産業局長

内閣府沖縄総合事務局長